

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第30条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して規則で定める額を、採用の日から規則で定める期間に、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる職以外の職のうち高度又は特殊な専門的知識又は資格を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で規則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じ、</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第30条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して規則で定める額を、採用の日から規則で定める期間に、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる職以外の職のうち高度又は特殊な専門的知識又は資格を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で規則で定めるもの</u></p>

初任給調整手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

2 育児短時間勤務職員等の初任給調整手当は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する初任給調整手当の額に算出率を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(総務部人事課)